

見附市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月14日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第28号

見附市行政組織規則の一部を改正する規則

見附市行政組織規則（平成16年見附市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「市民生活課」を「市民税務課」に改め、「税務課」を削り、

「

都市基盤部グループ	建設課
-----------	-----

」

を

「

都市基盤部グループ	建設課 都市環境課
-----------	--------------

」

に改める。

第4条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 企画調整課

企画推進室

企画推進係

秘書広報室

秘書係 広報広聴係

財政室

危機管理室

(2) まちづくり課

地域活動推進室

市民活動係 地域自治係 生涯学習係

文化スポーツ振興室

文化係 スポーツ係

(3) 総務課

行政係 管財係 情報管理係

人材育成推進室

人事係

第4条第4号中「市民生活課」を「市民税務課」に、「市民係」を「市民窓口係」に、「年金係」を「民税係」に、「生活環境係」を「資産税係」に、「施設係」を「管理税収係」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「いきいき健康係」を「健康づくり係」に、「健診・予防係」を「予防医療係」に、「国保医療係」を「国民健康保険係」に改め、同号を同条第5号とし、同条に次のように加える。

(6) 地域経済課

商工労働係 繊維係

魅力戦略室

魅力創造係 交流促進係

第4条第7号を削り、同条第8号中「農政企画係 農業振興係」を「農政振興係」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「工務係」を「計画工務係」に、「都市計画係 景観緑花係」を「公園緑花係」に改め、同号を同条第8号とし、同条に次の1号を加える。

(9) 都市環境課

都市政策室

地域交通係 都市・住宅政策係

環境政策室

環境企画係 環境施設係

第7条の見出し及び同条中「及びふるさとセンター」を「、ふるさとセンター及び民俗文化資料館」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

企画推進室、秘書広報室、財政室、危機管理室、人材育成推進室、地域活動推進室、文化スポーツ振興室、魅力戦略室、都市政策室及び環境政策室に室長を置く。

第16条第1項中「センター長を置」の次に「き、民俗文化資料館に館長を置」を加え、同条に次の1項を加える。

4 館長は、上司の命を受けて民俗文化資料館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第20条第1号の表中

「

見附市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	健康福祉課
見附市民生委員推薦会	民生委員法（昭和23年法律第198号）	
見附市介護認定審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）	

」

を

「

見附市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	健康福祉課
見附市民生委員推薦会	民生委員法（昭和23年法律第198号）	
見附市介護認定審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）	
見附市障害者自立支援審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	

」

に改め、同条第2号の表中「情報公開・個人情報保護制度審議会条例」を「見附市情報公開・個人情報保護制度審議会条例」に、「市民生活課」を「都市環境課」に、「建設課」を「都市環境課」に改める。

別表第1を次のように改める。

企画調整課

企画推進室

企画推進係

- 1 市政の総合的調整及び基本的施策の企画に関する事。
- 2 総合計画に関する事。
- 3 特命事項の調査研究に関する事。
- 4 定住自立圏に関する事。
- 5 総合戦略、人口ビジョンに関する事。
- 6 スマートウェルネスみつけに関する事。
- 7 ICT推進の統括に関する事。
- 8 地方創生に関する事。
- 9 地域おこし協力隊の統括に関する事。
- 10 企業版ふるさと納税制度に関する事。
- 11 人口減少対策の統括に関する事。
- 12 その他企画に関する事。

秘書広報室

秘書係

- 1 秘書に関する事。
- 2 市長会に関する事。
- 3 市長車の運行及び管理に関する事。
- 4 連携協定の統括に関する事。
- 5 ふれあい懇談会に関する事。

広報広聴係

- 1 広報及び公聴に関する事。
- 2 報道機関、記者会見に関する事。
- 3 シティプロモーションに関する事。

財政室

- 1 予算編成に関する事。

- 2 地方財政状況調査に関すること。
- 3 予算の執行計画及び資金計画並びに予算の配当に関すること。
- 4 地方交付税に関すること。
- 5 市債及び一時借入金に関すること。
- 6 財政事情の公表に関すること。
- 7 土地開発公社に関すること。
- 8 財源確保に関すること。

危機管理室

- 1 防災に関すること。
- 2 総合防災訓練等、訓練に関すること。
- 3 災害対策本部に関すること。
- 4 感染症対策の推進に関すること。
- 5 地域防災計画及び防災会議に関すること。
- 6 被災者支援に関すること。

まちづくり課

地域活動推進室

市民活動係

- 1 市民との協働によるまちづくり推進に関すること。
- 2 地域活性化イベント支援に関すること。
- 3 NPO・ボランティア等市民活動に関すること。
- 4 国際交流に関すること。
- 5 その他市民活動に関すること。
- 6 老人クラブに関すること。
- 7 姉妹都市に関すること。

地域自治係

- 1 地域振興及び地域自治の推進に関すること。
- 2 嘱託員に関すること。
- 3 地縁団体に関すること。

生涯学習係

- 1 社会教育施設の設置、廃止及び整備計画に関すること。
- 2 青少年問題協議会に関すること。
- 3 生涯学習推進会議に関すること。
- 4 社会教育・スポーツ推進審議会に関すること。
- 5 生涯学習、社会教育推進のための施策の企画及び連絡調整に関すること。
- 6 見附市図書館の管理運営に関すること。

文化スポーツ振興室

文化係

- 1 芸術・文化の振興に関すること。
- 2 文化事業の支援に関すること。
- 3 文化行政の総合企画及び調整に関すること。
- 4 文化ホールの管理運営に関すること。

スポーツ係

- 1 スポーツ事業の企画実施に関すること。
- 2 社会体育施設の設置、廃止及び整備計画に関すること。
- 3 市民の健康づくりに関すること。
- 4 学校体育振興の協力に関すること。
- 5 スポーツ関係団体の育成に関すること。
- 6 スポーツ推進委員に関すること。
- 7 社会体育施設の管理運営に関すること。

総務課

行政係

- 1 条例、規則等の審査並びに制定及び改廃に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 市町村の廃置分合及び境界変更に関すること。
- 4 公告式に関すること。
- 5 文書の收受及び発送並びに浄書に関すること。
- 6 文書、図書等の管理及び保存に関すること。

- 7 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に関すること。
- 8 情報公開・個人情報保護審査会及び制度審議会に関すること。
- 9 儀式及びほう賞に関すること。
- 10 公印の管守に関すること。
- 11 特別職の事務引継に関すること。
- 12 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- 13 選挙の管理執行に関すること。
- 14 明るく正しい選挙の推進に関すること。
- 15 直接請求に関すること。
- 16 その他他課の所管に属さないこと。

管財係

- 1 市有財産の取得、管理及び処分に関すること。（企業会計を除く。）
- 2 市有物件の共済事務に関すること。
- 3 財産台帳の整理保存に関すること。（企業会計を除く。）
- 4 建設工事の入札参加資格審査及び指名委員会に関すること。
- 5 建設工事の入札及び契約に関すること。（企業会計を除く。）
- 6 庁舎施設設備及び構内の管理並びに清掃に関すること。
- 7 所管自動車の運行に関すること。
- 8 指定管理制度に関すること。
- 9 課の庶務に関すること。
- 10 その他管財に関すること。

情報管理係

- 1 電算処理システムの開発及び維持管理に関すること。
- 2 O A化の推進及び総合調整に関すること。
- 3 電算処理に係る個人情報の保護に関すること。
- 4 その他情報管理に関すること。

人材育成推進室

人事係

- 1 職員の任免、分限、賞罰及び懲戒に関する事。
- 2 職員の定数及び配置に関する事。
- 3 職員の服務、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- 4 職員の採用に関する事。
- 5 職員の給与及び旅費に関する事。
- 6 職員の研修に関する事。
- 7 職員の健康、安全衛生及び福利厚生に関する事。
- 8 公務災害補償等認定会及び審査会に関する事。
- 9 職員共済組合及び社会保険に関する事。
- 10 諸給与の所得税の源泉徴収に関する事。
- 11 職員団体に関する事。
- 12 特別職報酬等審議会に関する事。
- 13 その他人事に関する事。

市民税務課

市民窓口係

- 1 戸籍に関する事。
- 2 住民基本台帳に関する事。
- 3 在留管理制度に関する事。
- 4 印鑑登録に関する事。
- 5 身上照会に関する事。
- 6 犯罪人名簿に関する事。
- 7 火葬許可に関する事。
- 8 自動車の臨時運行許可に関する事。
- 9 相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく報告に関する事。
- 10 住居表示に関する事。
- 11 公印の管守に関する事。
- 12 一般旅券の発給等に関する事。
- 13 自衛官募集に関する事。

- 1 4 マイナンバーカードに関すること。
- 1 5 本人通知制度に関すること。
- 1 6 その他窓口事務に関すること。

市民相談係

- 1 墓地及び改葬に関すること。
- 2 市民相談等に関すること。
- 3 無料法律相談に関すること。
- 4 消費者保護に関すること。
- 5 人権擁護委員及び行政相談委員に関すること。
- 6 男女協同参画社会の推進に関すること。
- 7 防犯に関すること。
- 8 斎場の管理運営に関すること。
- 9 交通災害共済に関すること。
- 1 0 国民年金に関すること。

民税係

- 1 個人市民税・個人県民税の賦課に関すること。
- 2 法人市民税の賦課に関すること。
- 3 市たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課に関すること。
- 4 国民健康保険税の賦課に関すること。
- 5 介護保険料の賦課に関すること。
- 6 軽自動車税の賦課に関すること。
- 7 原動機付自転車、小型特殊自動車の標識交付に関すること。

資産税係

- 1 固定資産の調査及び評価に関すること。
- 2 固定資産税、都市計画税の賦課に関すること。
- 3 固定資産課税台帳、名寄帳等の整備及び保管に関すること。
- 4 公図の複製整備に関すること。
- 5 特別土地保有税の賦課に関すること。
- 6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

- 7 固定資産関係の諸証明及び閲覧に関すること。

管理税収係

- 1 市税等（市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料。以下この項において「市税等」という。）の徴収に関すること。
- 2 市税等の徴収簿の消込み、整理及び点検に関すること。
- 3 市税等の督促状の発送及び滞納処分に関すること。
- 4 市税等の徴収猶予及び欠損処分に関すること。
- 5 市税等の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 6 市税関係の諸証明に関すること。
- 7 公印の管守に関すること。

健康福祉課

生活支援係

- 1 健康福祉課の企画調整に関すること。
- 2 保健福祉センター等の管理に関すること。
- 3 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に関すること。
- 4 民生・児童委員に関すること。
- 5 生活保護に関すること。
- 6 行路病人死亡人応急援護に関すること。
- 7 公印の管守に関すること。
- 8 課の庶務に関すること。
- 9 その他福祉管理に関すること。

障害福祉係

- 1 身体障害者福祉に関すること。
- 2 知的障害者福祉に関すること。
- 3 精神障害者福祉に関すること。
- 4 特別児童扶養手当に関すること。
- 5 障害者の虐待防止に関すること。

- 6 その他障害児・者に関すること。

高齢福祉係

- 1 高齢者福祉に関すること。
- 2 地域支援事業に関すること。
- 3 地域包括支援センター業務に関すること。
- 4 市民の健康及び福祉の相談に関すること。
- 5 その他高齢者の福祉（老人クラブに関するものを除く。）に関する
こと。

介護保険係

- 1 介護保険事業特別会計に関すること。
- 2 要介護認定に関すること。
- 3 介護保険の資格に関すること。
- 4 介護保険料（賦課及び徴収に関するものを除く。）に関すること。
- 5 介護給付に関すること。
- 6 介護基盤整備に関すること。
- 7 地域密着型サービスに関すること。
- 8 その他介護保険に関すること。

健幸づくり係

- 1 市民の健康づくりの企画推進に関すること。
- 2 健康運動の推進に関すること。
- 3 食育に関すること。
- 4 食品衛生に関すること。
- 5 その他健康づくりに関すること。

予防医療係

- 1 健康診査に関すること。
- 2 生活習慣病の予防に関すること。
- 3 歯科保健に関すること。
- 4 感染症予防及び防疫指導に関すること。
- 5 各種予防接種に関すること。

6 その他保健衛生に関すること。

国民健康保険係

- 1 国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に関すること。
- 2 国民健康保険の医療給付に関すること。
- 3 国民健康保険の被保険者の資格管理に関すること。
- 4 国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。
- 5 国民健康保険運営協議会に関すること。
- 6 老人医療費助成に関すること。
- 7 その他国民健康保険事業の運営に関すること。
- 8 後期高齢者医療（保険料の徴収に関することを除く。）に関すること。

地域経済課

商工労働係

- 1 商工業の振興に関すること。
- 2 企業誘致に関すること。
- 3 統計調査に関すること。
- 4 雇用に関すること。
- 5 制度融資に関すること。
- 6 地場産品の活用支援に関すること。

繊維係

- 1 繊維業の振興に関すること。
- 2 繊維業の各種組合等団体に関すること。

魅力戦略室

魅力創造係

- 1 まちなか賑わいにぎに関すること。
- 2 新商品開発に関すること。
- 3 ふるさと納税に関すること。
- 4 地域課題解決ソーシャルベンチャーに関すること。

- 5 地域力創造アドバイザーに関すること。

交流促進係

- 1 観光交流事業に関すること。
- 2 関係人口に関すること。
- 3 定住促進に関すること。

農林創生課

農政振興係

- 1 農業の振興に関すること。
- 2 農業農村の活性化に関すること。
- 2 農業施策の調査及び計画に関すること。
- 3 農林水産業振興審議会に関すること。
- 4 農業振興地域の整備に関すること。
- 5 課の庶務に関すること。
- 6 農畜産物の生産活用に関すること。
- 7 農業構造の改善に関すること。
- 8 病虫害の防除に関すること。
- 9 道の駅の管理運営に関すること。
- 10 日本型直接支払に関すること。（多面的機能支払を除く。）
- 11 課の庶務に関すること。
- 12 その他農業振興に関すること。

農林整備係

- 1 農業農村の環境整備に関すること。
- 2 治山、林道及び林業振興に関すること。
- 3 農林施設の災害復旧に関すること。
- 4 多面的機能支払に関すること。
- 5 地籍調査に関すること。
- 6 有害鳥獣被害防止に関すること。
- 7 その他農林整備に関すること。

建設課

監理係

- 1 市道の認定、変更及び廃止に関すること。
- 2 道路、橋りょう及び河川台帳の整備保管に関すること。
- 3 道路、河川の占用及び使用許可に関すること。
- 4 国有財産等の払下げ等に関すること。
- 5 公営住宅に関すること。
- 6 水防に関すること。
- 7 道路及び河川の境界確認に関すること。
- 8 課の庶務に関すること。

計画工務係

- 1 道路、橋りょう、排水路（都市施設を除く。）及び河川等の計画及び新設、改良に関すること。
- 2 道路及び河川の災害復旧工事に関すること。

維持係

- 1 道路、橋りょう、排水路（都市施設を除く。）、調整池及び河川等の維持管理に関すること。
- 2 道路除雪に関すること。
- 3 融雪施設の建設及び維持管理に関すること。
- 4 所管自動車及び機械の運行管理に関すること。
- 5 その他維持に関すること。

公園緑花係

- 1 緑化の推進に関すること。
- 2 公園緑地の整備及び管理に関すること。
- 3 公園の占用及び使用許可に関すること。
- 4 公園台帳の整備保管に関すること。

都市環境課

都市政策室

地域交通係

- 1 都市政策に関すること。

- 2 国土利用計画に関すること。
- 3 地域交通政策に関すること。
- 4 交通安全対策に関すること。
- 5 庁用自動車の安全指導に関すること。

都市・住宅政策係

- 1 都市計画の調査及び企画に関すること。
- 2 街路事業に関すること。
- 3 土地区画整理事業に関すること。
- 4 都市計画審議会に関すること。
- 5 開発行為等の許可に関すること。
- 6 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく調査及び申請書の経由に関すること。
- 7 優良宅地等の開発及び認定に関すること。
- 8 公有地の拡大及び推進に関すること。
- 9 その他都市計画に関すること。

環境政策室

環境企画係

- 1 環境施策に関すること。
- 2 し尿に関すること。
- 3 公害防止に関すること。
- 4 環境保全及び自然保護に関すること。
- 5 犬の登録に関すること。
- 6 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
- 7 一般廃棄物処理計画に関すること。
- 8 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- 9 一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- 10 廃棄物の減量・リサイクル施策に関すること。
- 11 循環型社会の推進に関すること。
- 12 地球温暖化対策に関すること。

- 13 その他廃棄物対策及びその他環境に関すること。

環境施設係

- 1 清掃センターの管理運営に関すること。
- 2 最終処分場の管理運営に関すること。

別表第2 市民交流センターの部を次のように改める。

市民活動係

- 1 市内公共施設利用の情報等の提供に関すること。
- 2 市民交流センターの管理運営に関すること。
- 3 山の家管理運営に関すること。
- 4 ゲートボール場の管理運営に関すること。
- 5 勤労者家庭支援施設の管理運営に関すること。

別表第2 公民館の部中「事業係」を「生涯学習係」に改め、同表に次のように加える。

民俗文化資料館

文化係

- 1 郷土の民俗文化財等に関する資料の収集、調査研究、保存及び展示に関すること。
- 2 施設の管理運営に関すること。
- 3 所管の庶務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市行政組織規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。